

平成28年度第1回木更津市行政不服審査会 会議録

○開催日時：平成28年4月22日（金） 午前10時30分から午後0時まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階防災室・会議室

○出席者氏名

審査会委員：井元岳史、清水幸雄、渡邊秀孝

木更津市：副市長 久良知篤史

（事務局）総務部総務課 高岡課長、中原副主幹、青木主任主事、吉野主任主事、岡部主事

○公開非公開の別：公開

○傍聴人の数：0人

○会議の内容

中原副主幹 お待たせいたしました。定刻の方若干過ぎてしまい申し訳ございませんでした。ただいまから平成28年度第1回木更津市行政不服審査会を開催させていただきます。申し遅れました、わたくし本日の進行を務めさせていただきます、総務部総務課法規担当総括を仰せつかっております中原と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、久良知副市長より、ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

久良知副市長 改めまして、こんにちは。副市長の久良知でございます。本来であれば、渡辺市長の方からご挨拶申し上げるべきところでございますけれども、本日所用によりあいにく出席することができませんので、代わりまして私の方から一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、大変お忙しい中、行政不服審査会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様には、日頃より、市政各般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、この度は、当審査会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、重ねて御礼を申し上げます。行政不服審査制度は、行政の違法又は不当な処分等の行為に関し、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図る制度でございます。平成26年の行政不服審査法の改正に伴いまして、本市におきましては、昨年12月に、木更津市行政不服審査法施行条例を制定し、当審査会を設置いたしました。当審査会は、行政の処分に対する審査請求が行われた際、審査請求に係る事案について調査、審議をしていただく機関でございます。皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、当審査会委員として、適正かつ公正な市政の執行にご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。また、ご多忙のこととは存じますが、当審査会委員として、適正かつ公正な市政の執行にご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

中原副主幹 ありがとうございます。続きまして、委嘱状の交付式を行います。久良知副市長から委嘱状を皆様に交付させていただきます。自席にてお受け取りいただきたいと思っておりますので、お名前をお呼びしましたら、恐れ入りますがその場でご起立願います。

中原副主幹 井元岳史様。

久良知副市長 委嘱状、井元岳史様。木更津市行政不服審査会委員に委嘱します。委嘱期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日までとします。平成28年4月1日、木更津市長渡辺芳邦。どうぞよろしくお願いいたします。

中原副主幹 続きまして、清水幸雄様。

久良知副市長 委嘱状、清水幸雄様。木更津市行政不服審査会委員に委嘱します。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中原副主幹 渡邊秀孝様。

久良知副市長 委嘱状、渡邊秀孝様。木更津市行政不服審査会委員に委嘱します。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中原副主幹 ありがとうございます。本日、第1回目の審査会ということでございますので、恐れ入りますが
お一人ずつ自己紹介を兼ねましてご挨拶を頂戴できればと思いますので、井元委員からよろしくお願いしま
す。

井元委員 税理士の井元岳史と申します。よろしくお願いいたします。税理士会では、納税者の相談であるとか、記
帳指導等を担当しておりました。こういった市役所であるとか、税務署外の仕事は今回が初めてですので一
からご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

中原副主幹 清水委員をお願いします。

清水委員 清和大学の清水でございます。もともと知的財産、特許や著作権を専門で勉強を始めまして、その中
で特許訴訟を手がけたことがございまして、そうしますと最初に特許庁に対する不服申立て、そして行政事
件訴訟と、勉強せざるを得ない状況でございまして、そのため30数年前に山梨県で情報公開条例の制定に
携わりまして、それ以来、千葉の方で関わることとなりまして、今回も行政不服審査制度について少し勉強
させていただいておりますが、簡単なことなら少しは知っているという程度ですのでどうぞ皆様よろしくお
願いします。

中原副主幹 渡邊委員をお願いします。

渡邊委員 弁護士の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。清水先生にご推挙いただいたようでして、
憚りながらお受けさせていただきまして、私の職務とは少し離れるところではございますけれども、言われ
れば分かるのではないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中原副主幹 ありがとうございます。

申し訳ございません、久良知副市長でございますが、公務により、ここで退席させていただきます。よろ
しくお願いします。

久良知副市長 よろしくお願いいたします。

中原副主幹 続きまして、事務局の方の職員の紹介をさせていただきたいと思えます。

高岡課長 総務課長の高岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

中原副主幹 改めまして、法規担当総括を仰せつかっております中原と申します。この4月1日から着任いたし
ましたので、勉強不足なところはあるかと思えますが、どうぞよろしくお願いいたします。

青木主任主事 同じく法規担当の青木と申します。よろしくお願いいたします。

吉野主任主事 同じく法規担当の吉野と申します。4月1日から配属となりましたので、色々と勉強させていた
だきます。よろしくお願いいたします。

岡部主事 総務部総務課法規担当の岡部と申します。よろしくお願いいたします。

中原副主幹 続きまして、会議の成立についてご報告申し上げます。お手元にお配りさせていただきました資料
の中で、後ろから3つ目の資料になります。木更津市行政不服審査法施行条例という資料がございます。こ
ちら先ほど久良知副市長の方から申し上げました昨年の12月に制定しました木更津市の施行条例となり
ますが、こちらの1ページめくっていただいて中段に第8条という規定がございます。そちらの第8条の2
行目のところをご覧いただきたいと思えますけれども、こちらの第8条第2項の規定に書いておりますとお
り、審査会は、全ての委員の出席がなければ開くことができない、という規定がございます。審査会の委員
定数は3名でございまして、本日全員の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、本日の会議はこの
規定により成立しましたということでご報告させていただきます。

続きまして、事務局の方から審査会の会議の公開についてお諮りをさせていただきたいと思えます。本日
の審査会につきましては、具体的な審査案件、審査請求に係る審査案件はございませんので、本審査会につ
きましては、会議を公開とすることとさせていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

全委員 異議なし。

中原副主幹 ありがとうございます。それでは、ご異議ございませんので、本審査会につきましては、公開をさ
せていただきたいと思えます。なお、審査会の議事録作成のため、レコーダーによりましてこの審査会の方
の音声を録音させていただきたいと思えますので、そちらの方もご了承いただきたいと思えます。よろしく
お願いします。

それでは、順番の方が前後してしまいましたけれども、ここでお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。はじめに一番上からですが、この審査会の次第が1枚、当審査会の委員名簿が1枚、続きまして総務省が作成しました改正行政不服審査法についてという資料がホチキス留めのものがございます。その後ろ同じく国の方が作りました事務取扱マニュアルの抜粋ということで審査会等の大まかな流れというものが1枚、その次同じく事務取扱マニュアルの抜粋ですが、審理員意見書という雛形的なものの資料がございます。続きまして行政不服審査会における調査審議の手続きというA4横の資料、それから先ほどご覧いただきました木更津市行政不服審査法施行条例という片面ホチキス留めのものがございます。それから木更津市行政不服審査規則という片面ホチキス留めのものが1部ございます。最後の資料が木更津市における不服申立ての状況についてということで片面ホチキス留めのものがございます。以上になりますが資料の過不足等はございますでしょうか。

それでは引き続きまして、次第の4番目に記載がございます、会長及び副会長の互選でございますが、先ほどの木更津市行政不服審査法施行条例第8条第1項の規定によりまして、会長が議長となると定められておりますが、本日は第1回目ですので会長の方が決まっておられませんので、会長が決まるまでの間は、議事進行につきまして高岡総務課長の方に仮議長ということで進行をお願いしたいと存じます。それでは高岡総務課長よろしくお願いたします。

高岡課長 それでは会長が決まるまでの間、私が仮議長ということで議長席の方につかせていただきたいと思いますと思います。よろしくお願いたします。

それでは本日の議題といたしまして、まず会長の互選ということでございますが、先ほどの木更津市行政不服審査法施行条例第5条第2項の規定によりまして、委員の互選により定めるとされております。委員の皆様にお諮りいたしますが、審査会の会長につきまして、いかがでございましょうか。

渡邊委員 清水委員を推挙させていただきたいと思っております。

高岡課長 ただいま、会長に清水委員をとのお声がございましたが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

高岡委員 それでは清水委員に会長をお願いしたいと存じます。会長から一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

清水会長 先ほど久良知副市長がお話になりましたとおり、行政に違法又は不当な扱いがあったときにこの審査会が動くわけでございますが、行政の方が違法又は不当な行為をしなければこの審査会を開くことはございませんので、是非行政の皆様には頑張っていただいて、この審査会を開くことがないようお願いをしたいと、その上で万が一開催しなければならないということになりますと、先生方のお力をお借りしながら適正な審査を行っていくということになりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。ところで1つだけ質問ですけれども先ほどの8条で委員全員の出席がなければ開くことができないと、例えば委員が欠けた場合はどうするのでしょうか。

高岡課長 至急選任をするか。

清水会長 選任をして新しい人が選ばれたら、審査会を開くということでよろしいでしょうか。

高岡課長 欠員が生じた場合はそのようになりますので。

清水会長 通常の審査会、審議会ですと、会長が欠けたときというのは、病気で休むということも含むということなのですが、この場合ですと、知っていればなんとかなりますが、急に来れないというときには、休会が続くということでよろしいですか。それとも解任をして新たに選任するのでしょうか。

高岡課長 そうですね、5条との整合が取れていないということはおもっともでございます。

清水会長 こちらは条例ですので、簡単に直すということもできないと思っておりますので。その場合、どうするのかご検討いただきたいと思います。

高岡課長 分かりました。

清水会長 そういったところも含めまして、先生方のお力をお借りしないと進行もできないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

高岡課長 それでは、以後の議事進行につきましては、清水会長をお願いをいたしまして、私は席を移らせてい

ただきたいと思います。清水会長よろしくお願ひいたします。

清水会長 それでは議事次第に沿いまして、まず、最初の仕事としてやらなければならないのは、副会長を決めなければいけないのですが、先ほどからご覧いただいております施行条例5条4項で、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は欠けたときは、その職務を代理するといったポストがございます。3人の審査会でするので、どちらからお引き受けいただくということになるわけでございますけれども、この選び方というのは、自薦他薦、色々あるかと思いますが、これは指名なのでしょうか。

事務局 互選となっております。

清水会長 やはりこちらも互選とすると、どちらも大変有能な方ですので、私が指名するというのは、僭越至極であろうと思いますが、行政不服審査というのは、法律の問題でございますので、恐らく渡邊委員が詳しいであろうと勝手に考えまして、できることございましたら、副会長を渡邊委員にお願いしたいというように思うわけございますが、渡邊委員いかがでしょうか。

渡邊委員 私といたしましては、ご指名であれば受けさせていただきたいと思います。

清水会長 井元委員よろしいでしょうか。

井元委員 はい。

清水会長 ありがとうございます。それでは副会長を渡邊委員にお願いすることに決めさせていただきます。それでは、次第の5番目、木更津市行政不服審査会における調査審議について事務局からお願いします。

青木主任主事 はい。それでは私の方から改正された行政不服審査法における調査審議についてご説明させていただきます。

清水会長 資料はこの横版のものでよろしいですか。

青木主任主事 そちらは後ほど使用させていただきたいと思います。はじめに、行政不服審査制度でございますが、国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としているものでございます。裁判とは異なり手数料は不要でございます。審理の方法につきましても書面審査を基本とする簡易迅速な手続が採用されております。本制度は、行政庁の処分に関し行政庁に対し不服を申し立てることができる制度でございますが、例えば、木更津市が行った地方税法に基づく滞納処分について、その滞納処分に不服がある場合に、その処分の違法性、不当性について不服を申立て、その処分が適法なものであったとしても、その内容が不当である場合には、その処分を取り消すことができるなど、訴訟によらず、行政自らがその処分を見直すことができる制度でございます。行政不服審査法は制定以来、実質的な改正はされてきませんでしたが、公正性の向上や使いやすさの向上という観点から、抜本的に見直されました。本日お配りいたしました資料「改正行政不服審査法について」という総務省が作成した資料がございます。そちらの3枚目、審理・裁決の公正性の向上と書いてございます上の図をご覧ください。こちらは、審査庁に対して審査請求があつてから裁決に至るまでの流れについて現行と改正後と比較した図でございます。すでに新しい行政不服審査法は、今年の4月1日から施行されておりますので、現行と書いてございますのは旧法、改正前の行政不服審査法となります。改正後が現行となりますが資料の表記のまま説明させていただきたいと思ひます。現行の行政不服審査法におきましては、審査請求人から審査請求があつた場合、審査庁の職員が審理を行うこととなっておりますが、実際に審理を行う者についての規定はございませんので、原処分に関与した職員が審理手続を行うことについても除外されておりました。これでは、審理の公正性、客観性という観点から、疑念を生じることになるため、改正後では、審査請求の審理を処分に関与していない審査庁が指名する審理員が行うことにより、審理の公正性を担保しております。しかし、公正性といいましても、審理員は審査庁の職員であることから、審理員の審理のみでは客観性は必ずしも十分に担保されないのではないかと、そのため行政不服審査会という審理員が作成した裁決の案となる審理員意見書などをもとに審査庁の諮問に応じて審査する第三者機関が新設されております。本審査会は、改正後の図の一番上、行政不服審査会等と書いてございます部分になります。全ての審査請求について本審査会に諮問されるということではございません。原処分又は裁決の際に他の第三者機関の関与がある場合や審査請求を却下する場合、あるいは審査請求の全部を認容する場合などにつきましては、諮問は不要と法で規定されております。例えば、本市の情報公開条例に基づく処分に係る審査請求につきましては、情報公開・個人情報審査会という第三者

機関への諮問が義務付けられておりますので、本審査会への諮問は不要となります。では、行政不服審査会はどのような機関なのか、もう少し詳しく説明させていただきたいと思っております。

行政不服審査会は、審査庁から諮問を受けて調査審議を行う機関でございますが、行政不服審査会への諮問は、審理員が必要な審理を行い、その結果が審理員意見書として審査庁に提出された後になされます。従いまして、事件の事実関係や争点などは既に審理員意見書等により整理がされており、行政不服審査会は、主に審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁である地方公共団体の長の判断の妥当性をチェックする役割を担っております。その結果を審査庁に答申することになります。そのため、行政不服審査会における調査審議につきましては、基本的には、審査庁から提出される諮問書及びその添付書類である審理員意見書や事件記録の写しを元に行うものでございますので、必ずしも事実関係などを一から調査する必要はあるものではないとされております。しかし、今ご説明させていただきましたのは、あくまで審理員意見書で事件の事実関係や争点などがすべて整理されているという前提でございますので、審理員意見書などの書類では調査が不十分と判断した場合には、第三者機関である当審査会において独自に調査をする権限もございまして、お配りいたしました資料のA4縦1枚の標題として、総務省行政管理局「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）」抜粋と書かれたものがございまして、こちらは、行政不服審査会における調査審議手続の大まかな流れを図で示したものでございまして、波線部分が必要に応じて行うことができる手続となっております。行政不服審査会が、図の一番左側に示してございまして、真ん中の審査庁からの諮問を受け、それをもとに論点等の整理をしまして、審査庁や審査請求人、参加人からの主張書面等の提出や、意見陳述の申立て、あるいは提出資料の閲覧等の求めを必要に応じて受け、行政不服審査会としても、主張書面又は資料の提出を求めたり、適当と認める者に陳述又は鑑定を求めるなどの調査ができることとなっております。最終的に答申書を作成しまして、審査庁に送付するとともに答申の内容を公表するまでが法定事項となっております。ただ今お伝えいたしました行政不服審査会の調査審議手続の流れについて行政不服審査法の抜粋とその解説を載せた資料を本日お配りしてございまして、A4横の3枚ホチキス留めになってございまして、行政不服審査会における調査審議の手続き、こちらが行政不服審査法の抜粋とその解説が載ったものでございまして、そちらをご覧ください。1枚目の上段部分ですが、こちらは本審査会の設置根拠と調査審議手続について、国の行政不服審査会の調査審議手続の準用について示したものでございまして、行政不服審査法第81条第1項を根拠といたしまして、木更津市行政不服審査法施行条例第4条で本審査会を設置しております。そのため、行政不服審査法第81条第3項の規定によりまして、本審査会における審査請求に係る事件についての調査審議の手続についても、行政不服審査法第74条から第79条の規定を準用してございまして、その根拠となる条文とその解説が、今ご覧いただいている資料の1ページ目下段から3ページ目までに記載してございまして、行政不服審査会は、審査庁から提出された諮問書の添付書類、審理員意見書などを基にして調査審議を行うことが基本となりますが、調査審議を進めていく過程で、審査会自ら調査する必要がある場合も考えられます。また、本審査会に対して、審査請求人や参加人から口頭意見陳述の申立て、こちらの資料でいいますと、第75条に意見の陳述と書かれたところがございまして、審査請求人や参加人が口頭意見陳述の申し立てをすることができるのですが、その場合には、ご覧いただいている資料の1枚めくっていただいて2ページ目の右側に参考として木更津市行政不服審査規則第3条及び第4条の抜粋をしてございまして、第3条に意見陳述の申し立ての際には、口頭意見陳述申立書を提出しなければならないとされております。その口頭意見陳述申立書の記載内容によって必要か否かの判断を考えると考えられます。また、主張書面又は資料の提出時期につきましては、調査審議の遅延防止という観点から、相当の期間を定めて、期限内に提出を促すことになると考えられます。簡単ではございますが、以上が本審査会における調査審議手続の概要となります。

また、今回、説明の中で度々出てきております審理員意見書につきまして、参考までに国で示されております審理員意見書の様式を資料としてお配りしてございまして、後ほどご覧いただければと思います。1ページ目から2ページ目にかけてが棄却されるべき旨の審理員意見書の案で、3ページ目以降が、認容すべき旨の審理員意見書の案となっております。内容につきましては時間の都合上割愛させていただきます。

最後になりますが、本日お配りいたしました資料の一番最後にございまして、木更津市における不服申立て

の状況についてでございますが、こちらをご覧ください。こちらは本市における不服申立ての状況がいかなものか過去の不服申立ての件数をまとめた資料でございます。改正前の行政不服審査法においては、処分をした行政庁に上級行政庁があるか否かによって、不服申立ての種類が異議申立てと審査請求に分かれておりましたが、今回の改正により審査請求に一元化されております。審査請求先としましては、改正前と変わらず上級行政庁に対しての審査請求、本市に対しての審査請求をすることになります。本市における行政不服審査法に基づく不服申立ては、年数件となっております。過去5年間にございました異議申立て4件のうち、3件は地方税法によるものでございます。残りの1件は、本市の情報公開条例に基づく処分によるものですので、先ほども説明させていただきましたが、情報公開条例等に基づく処分に係る異議申立てにつきましては、本市の情報公開・個人情報保護審査会で調査審議を行いますので、本審査会の諮問にはかかりません。以上のことから、本市の過去の不服申立て状況からみて、地方税法に係る処分における審査請求が年数件あるのではないかと考えております。私からは以上でございます。

清水会長 ありがとうございます。一遍に説明されてなかなか理解しにくい部分もあろうかと思いますが、内容につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

要するに、途中で説明のあった審理員が一応審理をして、そして意見書が出てきて、その審理員の判断というものに対して不満があるというときにこの審査会にかかってくるということによろしいですね。具体的にこの審理員というのはどういう方がなれるのですか。

高岡課長 課長相当職の職員が審理員をやるということで、今後、局でこういった案件についてはこの課長さんが第一順位として、次いで第二順位としてこの課長さんがというようなかたちで、処分担当課長は審理員をやることができませんので。

清水会長 その場合に、例えば総務課に関する何か処分があつて不服申立てがあつたとして、高岡課長が異動されて他の課に移っているといった場合に高岡課長が審理員となるということはあるですか。排除されるのは原則だけですか。

高岡課長 原処分に関与していた職員は排除されますので、次の順位の方が審理員となるということになります。

清水会長 特許の場合に、特許庁の審査官が最初に審理をします。そして不服申立てがあると、上級行政庁である特許審判庁というところにあがってくるのですが、基本的には同じグループの人が審査するわけですよ、審査官を長くやっていた人が審判官になると、そうすると上級行政庁がむしろ指示を出しているぐらいで、特許を認めるか認めないかということについての判断がひっくり返ることがほとんどないわけですよ。うっかりしますと裁判で地裁、高裁あたりで負けてもなかなか変わらないというような現実があるのですが、それを避けようというのが本来の趣旨のはずで、そうすると審理員というのは、高度な専門性を持っていて、なおかつその仕事とは直接の関わり合いがないというようなことが要求されるとすれば、公平性はかなり担保されますけれども、昨日まで課長だったという人がその処分に直接関わり合いを持っているわけではないからといって関わるという話になってしまうとあまり公平性が担保されないような気もするのですがその辺はいかがでしょう。

高岡課長 一旦、審理員が審理員意見書を提出いたしますが、こちらの行政不服審査会の方で第三者にきちんと審査をしていただくということで適正な判断が可能なのではないかと考えております。

清水会長 そうしますと、その辺を皆さんが頑張っていただけると審査会は開店休業ですのでよろしく願いいたします。渡邊委員何かございますか。

渡邊委員 特にございません。

清水会長 井元委員いかがでございますか。

井元委員 特にございません。

清水会長 ということで、ご理解をいただけたということになります。そうしますとその次に、6番目のその他ですが、何か事務局の方からございますでしょうか。

中原副主幹 事務局の方からは特にございません。

清水会長 それでは以上をもちまして、平成28年度第1回木更津市行政不服審査会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

全委員 ありがとうございました。
事務局 ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

平成28年5月20日

木更津市行政不服審査会会長 清 水 幸 雄